敬老優待乗車証の追加交付の実施等について

平成 18 年度の制度見直しに伴い実施することとなった敬老優待乗車証の追加交付等を 始めます。

敬老優待乗車証制度ついては、平成17年度から利用上限額(5万円)を設け、利用状況に合わせて利用者が利用可能額(利用者負担あり)を選ぶこととしておりますが、利用される方々のご意見を踏まえて、平成18年度からは乗車証の追加交付と未使用乗車証に対する納入金の返還を申請できることとしています。

追加交付は、年間合計 5 万円を限度とするもので、8月1日から交付申請を受け付けます。

また、このほど平成 17 年度の敬老優待乗車証利用実績がまとまりましたので、公表します。

1 敬老優待乗車証の追加交付について

(1) 対象者

平成18年3月に4万円以下の乗車証交付を受けた方 交付を受けていない方も申請できます。

(2) 申請期間

平成 18 年 8 月 1 日 (火)~8月 31 日 (木)

(3) 申請方法

居住区の区役所保健福祉課給付事務係に用意してある申請書に必要事項を記入の上、 同係へ提出

(4) 申請時に必要なもの

交付を受けたときの領収書と印鑑

領収書を紛失した場合は区役所でも確認できます。

(5) 交付までの流れ

9月中旬に区役所から納入通知書を発送。札幌市が指定する郵便局に納入通知書と納入金、印鑑、身分を確認できるもの(健康保険証等)を持参することで、交付を受けることができます。

2 平成17年度敬老優待乗車証利用実績について

(1) 申請対象者に対する交付割合

交付割合は平成 17 年度予算編成時に見込んでいた数字 80%に近い結果となりました。

	申請対象者	交付実績	割 合	
3月交付	196,616 人	151,326人	約 77%	
9 月交付	10,196人	7,164人	約 70%	
	206,812 人	158,490 人	約 77%	

(2) 利用可能額の選択割合

平成 15 年 11 月に実施したアンケート(対象: 70 歳以上、2,500 人)の結果どおり、 たくさん利用する人とあまり利用しない人で2極化する形となりました。

【3月交付】

利用可能額	割合	
1 万円	24.6%	
2 万円	22.3%	
3 万円	14.4%	
4 万円	6.7%	
5 万円	32.0%	

【9月交付】

利用可能額	割合
1 万円	41.3%
2 万円	26.1%
3 万円	32.6%

(3) 利用実績に対する札幌市から交通事業者への支払額

利用可能上限額や利用者負担額を設けたことから、平成 17 年度の札幌市の支払額は 平成 16 年度に比べ、約 8 億 9500 万円の減少となりました。

平成 16 年度 約 38 億 2200 万円 平成 17 年度 約 29 億 2700 万円

約8億9500万円

問い合わせ先

保健福祉局保健福祉部高齢福祉課

電話:211-2976